

給与勧告の手順

人事院では、官民給与の比較の基礎とするため、国家公務員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、官民の4月分の給与(月例給与)を精密に比較して得られた官民の給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を正確に把握し、その結果得られた年間支給割合に職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

